

上野事務所ニュース

27年11月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

年金一元化の改正に伴う主な変更点について

平成27年10月1日より、共済年金と厚生年金に分かれていた年金は、厚生年金に一元化されました。改正に伴

う主な変更点は、次のとおりです。

1. 加入月に退職した厚生年金被保険者の保険料の還付

これまで、例えば10/1社会保険資格取得後、10/9に資格を喪失(10/8退職)するといったように、社会保険に加入した月の途中で(月末の前日までに)退職し、被保険者資格を“同月得喪”した場合、社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金保険料)を1ヵ月分納めていました(毎月の保険料は月単位で計算され、日割計算ということはありません)。同月得喪した月については、“国民年金”にも加入する必要があり、厚生年金と国民年金の保険料を二重に納める必要がありました。

年金一元化後は、20歳以上60歳未満の被保険者が同月得喪した場合、その後、国民年金の1号被保険者または3号被保険者になると、その月は厚生年金の加入期間とされません。つまり、健康保険料、介護保険料はこれまで通り納めますが、厚生年金保険料の納付は、資格喪失後、本人が国民年金保険料を納付すると厚生年金保険料は会社に還付されます。その後は、会社から本人へ還付します。

【同月得喪があった際の手続の流れ】

- ①本人から健康保険、介護保険、厚生年金の1ヵ月分の保険料を控除し納付します
- ↓
- ②退職後、本人が国民年金保険料を納めます
- ↓
- ③会社に厚生年金分の保険料還付通知書が届きます
- ↓
- ④通知書が届いた翌月に、本人と事業主負担の還付分保険料は、毎月納める保険料と相殺されます
- ↓
- ⑤本人分の厚生年金保険料を本人へ還付します

◆退職後、本人が国民年金保険料を納付しないと還付されません。事業主負担分も還付されますので、退職される際には、保険料の「同月得喪」の取扱いについて本人にご説明ください。

2. 70歳以上被用者該当届の提出

これまで70歳以上の方の在職老齢年金の支給停止は、昭和12年4月2日以降に生まれた方が対象になっていました。

年金一元化後は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も70歳以後の在職老齢年金の支給停止の対象となったので、「70歳以上被用者該当届」の提出が必要となりました(社会保険に加入となる、“1日6時間以上かつ月16日以上勤務”している方のみ提出が必要です)。

3. 月末退職者の在職老齢年金の受給開始月について

在職老齢年金を受給する従業員が月末退職した場合、今までは退職した月の翌々月から年金が全額支給されていましたが、年金一元化後は翌月から全額支給されます。

例) 10/31 に退職した方の在職老齢年金

退職日 10/31 (11/1 資格喪失)

10月	11月	12月
一元化前		→全額支給
一元化後	→全額支給	

◆月末の前日以前に退職（月末退職ではない）した場合は、年金一元化前後で変更はありません。退職月の翌月から全額支給され、退職月の翌月から再計算後の年金額が支給されます。

国民年金保険料の後納制度の変更について

従来の後納制度は、利用できる期間が過去 10 年間でした。後納制度は、平成 30 年 9 月まで引き続き利用できますが、利用できる期間について平成 27 年 10 月からは過去 10 年間から過去 5 年間へと変更されました。

滞納した保険料を納める場合、遡れるのは原則 2 年ですが、後納制度を利用すると過去 5 年まで滞納した保険料を納めることができます。

【利用できる方】

①	20 歳以上 60 歳未満の方で、5 年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
②	60 歳以上 65 歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
③	65 歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など

※60 歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

【申し込みから納付までの手順】

- ①「国民年金後納保険料申込書」を年金事務所へ提出

↓
②年金事務所では申込書の審査、承認後に納付書を発送

↓
③金融機関で納付書により保険料を納めます

Q&Aなぜなにどうして？

 **Q**；人手が足りず、繁忙時期だけ本人の同意を得て、育児休業期間中の従業員に週 2 日働いてもらった場合、雇用保険の育児休業給付や社会保険料の免除申請に何か影響がありますか？

A；“復帰”ではなく、育児休業期間中に繁忙期だけ週 2 日就労するというのであれば、育児休業から復帰したとみなされず、育児休業期間中の就労であるといえるでしょう。少しでも働いてしまうと育児休業ではなくなるということではありません。ただし、本人の同意を得ていたとしても、産後 8 週は働かせることはできません。

就労した日があっても、あくまで育児休業期間中ですので、社会保険料の免除申請には影響がありません。また、雇用保険から受給している育児休業給付金は、出勤日数が 10 日以内なので受給できます（賃金額により減額される場合があります）。

繁忙期などの一時的な就労ではなく、申請している期間よりも早く育児休業から“復帰”して、週 2 日就労するという場合は、復帰後の所定労働時間が週 20 時間未満となりますので、社会保険だけではなく、雇用保険に加入する要件も満たすことができなくなります。この場合は、社会保険、雇用保険の資格を喪失しますので、保険料免除や育児休業給付は受けられなくなります。

個人番号提供書面について

前回お送りした「個人番号制度について」のお願いです」とワンセットでお渡しください。

個人番号提供書面

提供日 平成 年 月 日

従業員氏名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

現住所 _____

電話番号 _____

本人の通知カードのコピーを貼り付けて下さい。

本人の通知カードコピー貼付欄

下記の個人番号は自身の個人番号に相違ありません。

枝番	氏名	続柄	生年月日	個人番号	番号なし
1		本人	同上		<input type="checkbox"/>
2			昭和・平成 年 月 日		<input type="checkbox"/>
3			昭和・平成 年 月 日		<input type="checkbox"/>
4			昭和・平成 年 月 日		<input type="checkbox"/>
5			昭和・平成 年 月 日		<input type="checkbox"/>
6			昭和・平成 年 月 日		<input type="checkbox"/>
7			昭和・平成 年 月 日		<input type="checkbox"/>

備考欄

	個人番号確認日	担当者
	平成 年 月 日	